

インボイスは、よく考えてから登録申請を。

インボイス制度の登録申請は9月30日迄!!と、登録を急がせるような動きになっていきます。実際に今月に入って元請から「番号の提出」を求められるように言われ「登録した」や「まだ迷っている」など、民商に相談に来る人が多くなっています。

制度開始後、免税業者との取引方針は「これまで通り」は57・9%、「検討中」が30・3%（日経ニュース）となっており、態度を決めかねている企業も多く、元請会社も悩んでいる事が伺えます。



「免税事業者の方は、インボイス番号は要りません。」という事業所もあり、これから言ってくる事業所もあると思われませんが、あわてずに対応しましょう。インボイス制度の内容や、自身にどう影響するのかをきちんと判断する必要があります。個々の業種や、売上先は個人が多いか、会社が多いか等で見解が違います。迷ったら民商にご相談ください。

9月13日に、新潟日報に「インボイス制度導入直前相談会」のチラシを入れ、開催しました。「チラシを見た。相談会に予約します。」との電話連絡が多数入り、当日は、役員・相談者合わせて20人が参加しました。「登録したが、どうやって請求書を書いたらいいか解らない。」「賃金と人工代、自分はどうするか。人工代だとインボイス関係しますよね?」「インボイスが始まると家賃が引けなくなると、税理士

に言われたが、意味が解らない。」など不安が沢山あることが伺えました。そもそも、

インボイス制度の事をやさしく、分かり易く教えてくれる人が居ないから理解出来ないのが現状だと思います。



※10月1日からインボイス番号を付与してもらうには、9月29日(金)までに、税務署に申請書を提出してください。(30日は土曜日の為)

郵送の場合は、9月27(水)までに投函してください。あくまでも必着です。

インボイス「2割特例」とは

基準期間の売上一、〇〇〇万円以下の免税事業者が、インボイス登録をした場合の軽減措置として、売上の消費税の2割を納めればよい、という特例です。ただし、3年間だけとなります。10月1日以降に申請した場合でもこの特例は使えます。

インボイス登録は10月に入ってからでも出来ます。

登録は9月30日迄と言われていますが、それ以降でも登録申請は出来ます。その場合、「いつから番号を登録するのか」を記載して申請をすることになります。あわてないで納得して申請しましょう。

《最低賃金が改定されます》

10月1日から、新潟県の最低賃金が変わります。昨年より41円上がり、

1時間・931円

となります。

パート・アルバイトを雇用している事業所は変更してください。

「上越市物価高騰支援金」申請学習会をします。

支部・ブロックに分けて申請学習会をします。

まだ、申請されていないと思われる方にハガキでご案内しています。

記載されている資料をコピーして参加ください。

★城北・春日山支部

9 / 25 (月) * 19 : 00 ~

★城西・城東・雄志支部

9 / 27 (水) * 13 : 30 ~

* 19 : 00 ~

会場 民商会館

★頸城・頸北支部

9 / 27 (水) * 19 : 00 ~

会場 柿崎公民館

◎都合が付かない場合は、左記の会場のいずれかで参加ください。

尚、直江津西・東支部は、まだ決まっていません。決まり次第お知らせします。

『新商連婦人部学校のお知らせ』

とき 10月15日(日)

場所 多宝温泉

だいろの湯

(内容)

10時30分から、「平和でこそ商売繁盛」の立場で「軍事費を拡大する岸田政権の思惑」を、フリージャーナリストの布施祐仁さんにお話して頂きます。

その後、昼食を食べて、自由行動となります。お風呂に入ったりして日頃の疲れを癒してください。

参加費は婦人部負担です。

参加希望の部員さんは事務局まで。



10月のPC記帳会

10月18日(水) 午後1時半 ~